

厚生労働省の事務連絡「マスクの着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）」に関し、所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いするものです。

事 務 連 絡  
令和4年10月17日

新型コロナウイルス感染症対策本部幹事会構成員 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

マスクの着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）

新型コロナウイルス感染症対策に関して、厚生労働省より別添のとおり、「マスクの着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）」（令和4年10月14日付け事務連絡）が各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）宛て発出されているところです。

当該事務連絡では、更なる周知のため、基本的な感染対策としてのマスク着用の考え方に変更はないものの、場面に応じた適切なマスクの着脱について、リーフレットを作成し、お示ししております。

各府省庁におかれましては、別添事務連絡について、所管団体及び独立行政法人等への周知をお願いします。

【周知に関する問い合わせ】  
内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（総括2班）